

令和3年9月市議会定例会

市民生活部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | | | |
|---|---------------------------|-------|---|---|
| 1 | 令和3年9月市民生活部補正予算（案）総括表 | | 1 | 頁 |
| 2 | 柳町小学校防球ネット更新業務等について | | 2 | 頁 |
| 3 | 山田総合体育センター屋根防水業務について | | 3 | 頁 |
| 4 | 婦中行政サービスセンターブロック塀改修業務について | | 4 | 頁 |

【条例案件】

- | | | | | |
|---|-----------------------------|-------|---|---|
| 5 | 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について | | 5 | 頁 |
|---|-----------------------------|-------|---|---|

1 令和3年9月 市民生活部補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
市民生活部 合計	5,295,933	42,500	5,338,433	
(款2)総務費	4,773,396	42,500	4,815,896	
(項1)総務管理費	3,859,333	42,500	3,901,833	学校体育施設開放事業費 16,500 体育施設整備事業費 22,000 行政サービスセンター費 4,000
(項4)戸籍住民基本台帳費	914,063	0	914,063	
(款3)民生費	522,537	0	522,537	
(項4)市民生活費	403,213	0	403,213	
(項5)青少年女性費	119,324	0	119,324	

【学校体育施設開放事業費】

2 柳町小学校防球ネット更新業務等について

[スポーツ健康課]

(1) 補正額 16,500千円

財源内訳	市債	11,200千円
	一般財源	5,300千円

(2) 事業目的

本年4月の宮城県の事故を受け、小中学校の柱類の緊急点検を行った結果、緊急性が比較的高いもののうち、スポーツ健康課が所管する小学校分について、安全確保のため、更新や修繕を行うもの。

(3) 事業内容

柳町小学校の防球ネットの全面更新（支柱及びネット）及び、藤ノ木小学校ほか7校のバックネットの腐食した支柱の補強を行う。

ア. 防球ネット更新（15,000千円）

柳町小学校

イ. バックネット支柱修繕（1,500千円）

藤ノ木小学校、山室中部小学校、月岡小学校、四方小学校、
八幡小学校、草島小学校、寒江小学校、水橋東部小学校

【体育施設整備事業費】

3 山田総合体育センター屋根防水業務について

[スポーツ健康課]

(1) 補正額 22,000千円

財源内訳	市債	19,800千円
	一般財源	2,200千円

(2) 事業目的

山田総合体育センターにおいて発生している雨漏りについて、1階アリーナ床面まで達するなど状況が悪化し、通常使用に支障をきたす状況になったことから、屋根の漏水対策を行うもの。

(3) 事業内容

雨漏りの発生原因箇所が特定できないことや部分修繕では他の箇所に影響が出てくることから、アリーナ棟の屋根全面を補修する。

業務内容

- ア. 既存塗膜材の撤去
- イ. ステンレス材のジョイント部補修
- ウ. 新規シリコン塗膜防水材の全面塗布

【行政サービスセンター費】

4 婦中行政サービスセンターブロック塀改修業務について

[婦中行政サービスセンター総務課]

(1) 補正額 4,000千円

〔 財源内訳 一般財源 4,000千円 〕

(2) 事業目的

婦中行政サービスセンター駐車場敷地に設置されている老朽化が著しいブロック塀を解体撤去し、排ガス・騒音対策など隣接民家への配慮のため代替のフェンスに改修するもの。

(3) 事業内容

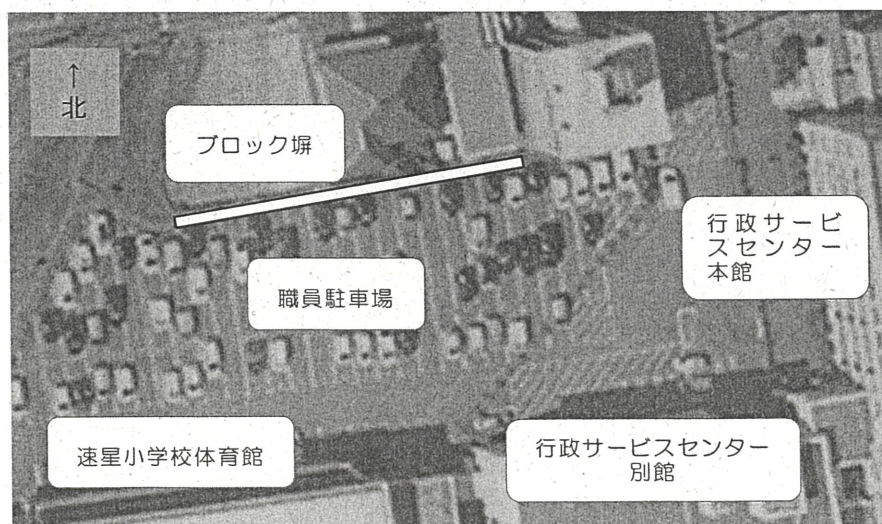
既存ブロック塀は、設置後50年以上経過し、建築基準法施行令に基づく基準等も満たしていないため、破損・倒壊の危険性が非常に高い。このことにより、安全確保のために早急に撤去を行うとともに、従前同様に隣接者へ配慮した駐車車両の排ガス・騒音対策を講じる必要があることから、代替のフェンスを設置する。

○現状

構造：コンクリートブロック造

塀の高さ：1.65m

塀の長さ：40m



【条例案件】

**5 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定
について**

[スポーツ健康課]

(1) 趣 旨

令和4年度より、「富山市3x3バスケットボールコート」に指定管理者制度を導入することに伴い、富山市スポーツ施設条例の一部を改正するもの。

(2) 内 容

富山市スポーツ施設条例第2条の2に規定する「指定管理者による管理を行わせる施設」に、「富山市3x3バスケットボールコート」を追加する。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

【富山市3x3バスケットボールコートについて】

富山市総合体育館側に整備した施設で、令和3年3月より供用を開始した。

運営や維持管理については、富山市総合体育館と一体で行うことが合理的であることから、今年度は、富山市総合体育館の指定管理者である富山市体育協会に管理運営を業務委託している。

今年度末を以て、富山市体育協会の富山市総合体育館の指定管理期間が満了し、令和4年度に新たな指定管理期間が開始となることから、富山市総合体育館と併せて指定管理者制度にて施設の管理を行う。